

原子炉の運転等の種類別の賠償措置額

賠償措置額	工場又は事業所(サイト)における事業行為(付随運搬・貯蔵・廃棄を含む)			サイト外の行為
	原子炉の運転	加工・再処理・使用	貯蔵・廃棄	運搬・貯蔵・廃棄
600億円	熱出力1万Kw超	① 再処理	⑥	
120億円	熱出力1万Kw超の付随行為 (すべての使用済燃料を炉心から取り出した場合)	新設 以下の加工 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu	⑤	⑨ 以下のサイト外運搬 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu ・使用済燃料 ・ガラス固化体 ⑮
	熱出力100Kw超～1万Kw以下	② 以下の使用 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu	⑧	⑩ 以下のサイト外貯蔵 ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu ・使用済燃料 ・ガラス固化体 ⑰
20億円	熱出力100Kw超の付随行為 (すべての燃料体・使用済燃料をサイトから搬出した場合)	新設 以下の使用の付随行為 (一定量の使用の終了後、一定量以上の核燃料物質がサイトに存在しない場合) ・800g以上U235(濃縮度5%以上) ・500g以上Pu	新設	⑩ 一般の廃棄物埋設(①以外) = 低レベル放射性廃棄物 ⑭
		以下の加工(⑤以外) ・2000g以上U235(濃縮度5%未満)	④	⑩ 一般の廃棄物埋設(①以外) = 低レベル放射性廃棄物 ⑮
	熱出力100Kw以下	③ 以下の使用(⑧以外) ・2000g以上U235(濃縮度5%未満)	⑦	⑫ 一般の廃棄物管理(⑬以外) = 低レベル放射性廃棄物 ⑯ 核燃料物質等のサイト外廃棄(付随運搬を含む) ⑱

(備考) 1. ○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。

2. 1サイトで2種類以上の行為を行う場合の契約は、賠償措置額の最も大きい行為の賠償措置額を採用する(「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条ただし書)。